

国家外汇管理局上海市分局关于印发《进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则（4.0版）》的通知

上海汇发（2019）62号

上海市各外汇指定银行：

为进一步支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）建设，落实《国务院关于支持自由贸易试验区深化改革创新若干措施的通知》（国发〔2018〕38号）等文件要求，经国家外汇管理局批准，现就有关试验区外汇管理改革试点政策通知如下：

一、放宽货物贸易电子单证审核条件。注册且营业场所均在区内的银行可自主审慎选择区内企业，为其办理货物贸易外汇收支时审核电子单证。区内货物贸易外汇管理分类等级为A类的企业无需开立出口收入待核查账户，货物贸易外汇收入可直接进入经常项目外汇账户或直接结汇进入人民币结算账户。

二、允许区内符合条件的金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司在向境内承租人办理融资租赁时以外币形式收取租金。

三、允许在区内试点实施资本项目外汇收入支付便利化业务，支持区内非投资性外商投资企业在真实、合规的前提下，按实际投资规模将资本项目外汇收入或结汇所得人民币资金依法用于境内股权投资。

四、允许区内已确定选择“投注差”模式借用外债的企业，调整为以跨境融资宏观审慎管理模式借用外债，一经调整不得变更。

五、放宽企业跨境融资签约币种、提款币种、偿还币种必须一致的要求，允许区内企业提款、偿还币种与签约币种不一致，但提款币种和偿还币种应保持一致。

国家外貨管理局上海市分局：
 ≪中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進に係る実施細則（4.0版）≫印刷・公布に関する通知
 上海匯發[2019]62号

上海市各外貨指定銀行：

中国（上海）自由貿易試験区（以下、試験区）の建設をさらに支持し、≪国务院：自由貿易試験区深化・改革・刷新の支持のための若干の措置に関する通知≫（国発[2018]38号）などの文書の要求を実行するため、国家外貨管理局の批准を経て、ここに試験区の外貨管理改革試行に関する政策について以下の通り通知する：

一、貨物貿易電子エビデンス審査の条件を緩和する。登記かつ営業場所がいずれも区内の銀行は、区内企業を自主的かつ慎重に選択し、当該企業のために貨物貿易外貨受払を取り扱う際、電子エビデンスを審査することができる。区内の貨物貿易外貨管理分類等級がA類の企業は、輸出収入審査待機口座を開設する必要がなく、貨物貿易外貨収入は、經常項目外貨口座に直接入金あるいは直接人民元転のうえ人民元決済口座に入金することができる。

二、区内の条件に合致する金融リース会社・外商投資ファイナンスリース会社および中資ファイナンスリース会社が国内のレシーにファイナンスリースを行う場合、外貨形式によりリース料を受け取することを許可する。

三、区内において資本項目外貨収入の支払利便化業務を試行的に実施することを許可し、区内の非投資性外商投資企業が真実・コンプライアンスに準拠しているとの前提の下、実際の投資規模に基づき資本項目外貨収入あるいは人民元転代り金を法に基づき国内持分投資に用いることを支持する。

四、区内の「投注差」モデルを選択した外債借入をすでに確定している企業が、クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルによる外債借入に調整することを許可するが、一度調整したら変更してはならない。

五、企業のクロスボーダー資金調達における契約通貨・引出通貨・返済通貨は必ず一致していなければならないとの要求を緩和し、区内企業の引出・返済通貨の契約通貨との不一致を許可する

<p>六、允许区内企业的外债注销登记业务由企业至银行直接办理，取消企业办理该业务的时间限定。</p> <p>七、支持发展总部经济和结算中心，优化跨国公司跨境资金集中运营管理业务。</p> <p>八、支持发展外汇市场业务。对于境外机构按规定可开展即期结售汇交易的，注册且营业场所均在区内的银行可以为其办理人民币与外汇衍生产品交易。允许注册且营业场所均在区内的银行为境外机构办理其境内外汇账户（外汇NRA账户）结汇业务。</p> <p>九、切实防范跨境资金流动风险。外汇试点业务应当具有真实合法交易基础，不得使用虚假、无效的交易单证办理业务。银行应当建立健全内控制度，按照了解客户、了解业务、尽职审查的展业三原则完善全业务流程的真实性和合规性审查机制并办理业务，严格履行数据及异常可疑信息报送义务。外汇局加强非现场监测与现场核查检查，完善外汇收支预警指标体系，对异常或可疑情况进行风险提示。当国际收支出现或可能出现严重失衡时，外汇局可采取相应的临时性管制措施。</p> <p>十、国家外汇管理局根据国家宏观调控政策、外汇收支形势及试点开展情况，调整试点内容。</p> <p>本通知自发布之日起实施。以前规定与本通知不符的，以本通知为准。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局上海市分局反馈。</p> <p>特此通知。</p> <p>附件：进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则（4.0版）</p>	<p>が、引出通貨と返済通貨は一致していなければならない。</p> <p>六、区内企業の外債抹消登記業務について、企業が銀行において直接行うことを許可し、企業の当該業務手続に対する期限を取り消す。</p> <p>七、本部経済および決済センターの発展、多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理業務を支持する。</p> <p>八、外貨市場業務の発展を支持する。国外機構が規定に基づき行う直物人民元転・外貨転取引について、登記かつ営業場所がいずれも区内の銀行は、当該機構のために人民元および外貨デリバティブ商品取引を取り扱うことができる。登記かつ営業場所がいずれも区内の銀行が国外機構のために国内外貨口座（外貨NRA口座）の人民元転業務を取り扱うことを許可する。</p> <p>九、クロスボーダー資金流動リスクを適切に防止する。外貨試行業務は、真実かつ合法的な取引の基礎を有していなければならない。虚偽・無効な取引エビデンスを使用して業務を取り扱ってはならない。銀行は、内部統制制度を構築・整備し、「Know Your Customer・Know Your Business・デュエリジェンス」の業務実施三原則に基づき全業務フローの真実性およびコンプライアンス性の審査メカニズムを完備し、かつ業務を取り扱い、データおよび異常・疑わしい情報の送信・報告義務を厳格に履行しなければならない。外管局は、オフサイトモニタリングおよびオンサイト審査・検査を強化し、外貨受払事前アラート指標体系を完備し、異常あるいは疑わしい状況に対してリスク注意喚起を行う。国際収支に重大な不均衡が発生あるいは発生する可能性がある場合、外管局は相応の臨時的管制措置を講じることができる。</p> <p>十、国家外貨管理局は、国家マクロ調整コントロール政策・外貨収支情勢および試行実施状況に基づき、試行内容を調整する。</p> <p>本通知は、公布日より実施する。以前の規定が本通知と一致しない場合、本通知に準じる。執行中に問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局上海市分局にフィードバックされたい。</p> <p>特にここに通知する。</p> <p>付属文書：中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行のさらなる推進に係る実施細則（4.0版）</p>
---	---

国家外汇管理局上海市分局
2019年7月10日

国家外貨管理局上海市分局
2019年7月10日

附件:

**进一步推进中国（上海）自由贸易试验区
外汇管理改革试点实施细则（4.0版）**

付属文書:

**中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行の
さらなる推進に係る実施細則（4.0版）**

第一章 总 则

第一章 総 則

第一条 为进一步支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）建设，落实《国务院关于支持自由贸易试验区深化改革创新若干措施的通知》（国发〔2018〕38号）等文件要求，经国家外汇管理局批准，制定本实施细则。

第一条 中国（上海）自由貿易試験区（以下、試験区）の建設をさらに支持し、《国务院：自由貿易試験区深化・改革・刷新の支持のための若干の措置に関する通知》（国発〔2018〕38号）などの文書の要求を実行するため、国家外貨管理局の批准を経て、本実施細則を制定する。

第二条 试验区内银行（含注册在区内的银行以及办理区内业务的上海地区其他银行，下同）、境内外企业、非银行金融机构、个人（以下简称区内主体）适用本实施细则。

第二条 試験区内の銀行（登記が区内の銀行および区内の業務を取り扱う上海地区のその他銀行を含む、以下同様）・国内外の企業・非銀行金融機関・個人（以下、区内主体）は、本実施細則を適用する。

第三条 国家外汇管理局上海市分局（以下简称外汇局）具体负责监督管理试验区外币账户开立、资金划转、结售汇、外汇登记、本外币数据统计监测等事项。

第三条 国家外貨管理局上海市分局（以下、外管局）は、試験区の外貨口座の開設・資金振替・両替・外貨登記・人民元および外貨のデータ統計モニタリングなどの事項を監督管理する具体的な責を負う。

第四条 区内机构、个人应当按照本办法及相关规定办理外汇业务；按现行外汇管理规定，及时、准确、完整地向外汇局报送相关数据信息；主动报告异常或可疑情况，配合监督检查和调查。

第四条 区内の機構・個人は、本弁法および関連規定に基づき外貨業務を行わなければならない；現行の外貨管理規定に基づき、適時・正確・完全に外管局に関連データ情報を送信・報告しなければならない；異常あるいは疑わしい状況を自主的に報告し、監督検査および調査に協力しなければならない。

银行应当建立健全内控制度，按照了解客户、了解业务、尽职审查的展业三原则完善全业务流程的真实性和合规性审查机制并办理业务，严格履行数据及异常可疑信息报送义务。

銀行は、内部統制制度を構築・整備し、「Know Your Customer・Know Your Business・デューデリジェンス」の業務実施三原則に基づき全業務フローの真実性およびコンプライアンス性審査メカニズムを完備し、業務を取り扱い、データおよび異常・疑わしい情報の送信・報告義務を厳格に履行しなければならない。

第五条 区内主体应通过账户办理本实施细则规定的外汇管理试点业务。试点业务应当具有真实合法的贸易基础，不得使用虚假合同等单证或构造交易。

第五条 区内主体は、口座を通じて本実施細則が規定する外貨管理試行業務を行わなければならない。試行業務は、真実・合法的な取引の基礎を備えていなければならない。虚偽の契約書などの証憑を使用あるいは取引を虚構してはならない。

第六条 区内主体可通过国家外汇管理局政务服务网提供的部分行政许可业务（如进出口单位名

第六条 区内主体は、国家外貨管理局のサイトにて提供する一部の行政許可業務（例：輸出入単

录登记、境内个人参与境外上市公司股权激励计划登记) 网上功能, 进行在线申请、材料预审、实时查询。网站访问地址为国家外汇管理局“数字外管”平台 <http://zfwf.safe.gov.cn/asone>, 国家外汇管理局政务服务网上办理系统。

第二章 经常项目业务

第七条 银行应在确保业务真实合规的基础上, 按照了解客户、了解业务、尽职审查的展业三原则办理经常项目购付汇、收结汇及划转等手续。对于资金性质不明确的业务, 银行应要求办理的机构、个人主体进一步提供相关单证。服务贸易等项目对外支付仍需按规定提交税务备案表。

第八条 注册且营业场所均在区内的银行可自主审慎选择区内企业, 为其办理货物贸易外汇收支时审核电子单证, 具体条件如下:

(一) 经办银行应具有完善的风险防范内控制度; 具备接收、储存电子单证的技术平台或手段, 且相关技术能够保证传输、储存电子单证的完整性、安全性; 如经办银行某年度的外汇业务合规与审慎经营评估(原银行执行外汇管理规定年度考核) 结果为B-类及以下, 自收到评估结果之日起三年之内不得再为新客户以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支; 经办银行未直接参与评估的, 应以其上一级参与评估分行的评估结果为准。

(二) 区内企业在经办银行办理外汇收支的合规性和信用记录良好; 保证提交电子单证的真实、合法、完整, 并具备发送、储存电子单证的技术条件; 满足经办银行出于风险管控要求的其他条件。

(三) 商业银行应采取必要的技术识别等手段, 确保企业提交电子单证的唯一性, 避免同一单

位名簿への登記・国内個人の国外上場会社のストックオプション計画の登記) のオンライン機能を通じて、オンライン申請・資料の事前審査・リアルタイム照会を行うことができる。サイトのアドレスは、国家外貨管理局の「デジタル外管」プラットフォーム <http://zfwf.safe.gov.cn/asone>、国家外貨管理局政府サービスオンライン手続システムである。

第二章 經常項目業務

第七条 銀行は、業務の真実・コンプライアンス性の保証を基礎として、「Know Your Customer・Know Your Business・デューデリジェンス」の業務実施三原則に基づき經常項目の外貨転・支払、受取・人民元転および振替などの手続を取り扱わなければならない。資金の性質が不明確な業務について、銀行は実施機構・個人主体に関連エビデンスをさらに提供するように要求しなければならない。サービス貿易などの項目の対外支払は、引き続き規定に基づき税務備案表を提出しなければならない。

第八条 登記かつ営業場所がいずれも区内の銀行は、区内企業を自主的かつ慎重に選択し、当該企業のために貨物貿易外貨受払を取り扱う際、電子エビデンスを審査することができる。具体的な条件は以下の通りである:

(一) 取扱銀行は、完備されたリスク防止内部統制制度を有していなければならない; 電子エビデンスの受取・保管の技術的プラットフォームあるいは手段を備え、かつ関連技術は伝送・保存する電子エビデンスの完全性・安全性を保証可能でなければならない; 取扱銀行のある年度の外貨業務コンプライアンスおよび慎重経営評価(従来、銀行が執行する外貨管理規定年度考査)の結果がB-類およびそれ以下となった場合、評価結果の受領日より3年以内は新たな顧客のために電子エビデンス審査方式による貨物貿易外貨受払を取り扱ってはならない; 取扱銀行が評価に直接参加していない場合、その一級上の評価に参加した支店の評価考査に準じなければならない。

(二) 区内企業は、取扱銀行において外貨受払実施のコンプライアンス性および信用記録が良好である; 提出する電子エビデンスの真実・合法・完全性を保証し、併せて電子エビデンス送信・保管の技術的条件を備えている; 取扱銀行のリスク管理コントロールの要求から生じるその他の条件を満たしている。

(三) 商業銀行は、必要な技術的識別などの手段を講じて、企業が提出する電子エビデンスの唯

<p>证以及与其相应的纸质单证被重复使用。</p> <p>第九条 区内货物贸易外汇管理分类等级为A类的企业无需开立出口收入待核查账户，货物贸易外汇收入可直接进入经常项目外汇账户。对于《货物贸易外汇管理指引实施细则》第四十条规定的贸易外汇收支业务，A类企业未通过待核查账户办理的，仍需按照该条规定的单证进行办理。</p> <p>区内货物贸易外汇管理分类等级为B类和C类的企业，应当按照现行货物贸易外汇管理规定办理相关外汇业务。</p> <p>第十条 服务贸易、收益和经常转移等对外支付单笔等值5万美元以上的，按规定提交税务备案表。</p> <p style="text-align: center;">第三章 资本项目业务</p> <p>第十一条 区内金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司在向境内承租人办理融资租赁时，如果其用以购买租赁物的资金50%以上来源于自身的国内外汇贷款或外币外债，可以外币形式收取租金（详细操作规程见附1）。</p> <p>第十二条 允许在区内试点实施资本项目外汇收入支付便利化业务（详细操作规程见附件2）。</p> <p>第十三条 允许区内非投资性外商投资企业在真实、合规的前提下，可按实际投资规模将资本项目外汇收入或结汇所得人民币资金依法用于境内股权投资。</p> <p>第十四条 允许区内已确定选择“投注差”模式借用外债的企业，可调整为以跨境融资宏观审慎管理模式借用外债，一经调整不得变更。</p> <p>第十五条 放宽企业跨境融资签约币种、提款币种、偿还币种必须一致的要求，允许区内企业提款币种和偿还币种与签约币种不一致，但提款币种和偿还币种应保持一致。</p>	<p>一性を保証し、同一エビデンスとそれに相応する紙ベースエビデンスとの重複使用を回避しなければならない。</p> <p>第九条 区内の貨物貿易外貨管理分類等級がA類の企業は、輸出収入審査待機口座を開設する必要がなく、貨物貿易外貨収入は、經常項目外貨口座に直接入金することができる。《貨物貿易外貨管理ガイド実施細則》第四十条が規定する貿易外貨受払業務について、A類企業が審査待機口座を通じて行っていない場合、引き続き当該条項で規定したエビデンスに基づき行わなければならない。</p> <p>区内の貨物貿易外貨管理分類等級がB類およびC類の企業は、現行の貨物貿易外貨管理規定に基づき関連外貨業務を行わなければならない。</p> <p>第十条 サービス貿易・収益および經常移転などの對外支払が一件あたり5万米ドル相当以上の場合、規定に基づき税務備案表を提出する。</p> <p style="text-align: center;">第三章 資本項目業務</p> <p>第十一条 区内の金融リース会社・外商投資ファイナンスリース会社および中資ファイナンスリース会社が国内のレシーにファイナンスリースを行う際、リース物件購入に用いる資金の50%以上が自身の国内外貨借入あるいは外貨外債を原資とする場合、外貨形式によりリース料を受け取ることができる（詳細なオペレーション規程は添付1参照）。</p> <p>第十二条 区内において資本項目外貨収入の支払利便化業務を試行的に実施することを許可する（詳細なオペレーション規程は添付2参照）。</p> <p>第十三条 区内の非投資性外商投資企業が真実・コンプライアンスに準拠しているとの前提の下、実際の投資規模に基づき資本項目外貨収入あるいは人民元転代り金を法に基づき国内持分投資に用いることを許可する。</p> <p>第十四条 区内の「投注差」モデルを選択した外債借入をすでに確定している企業が、クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルによる外債借入に調整することを許可するが、一度調整したら変更してはならない。</p> <p>第十五条 企業のクロスボーダー資金調達における契約通貨・引出通貨・返済通貨は必ず一致していなければならないとの要求を緩和し、区内企業の引出通貨および返済通貨の契約通貨との不一致を許可するが、引出通貨と返済通貨は一致</p>
--	---

第十六条 允许区内企业的外债注销登记业务直接至银行办理，取消企业办理该业务的时间限定（详细操作规程见附件3）。

第四章 外汇市场业务

第十七条 具备人民币与外汇衍生产品业务资格的银行，可以按照外汇管理规定为试验区相关业务提供人民币与外汇衍生产品服务。

对于境外机构按规定可开展即期结售汇交易的，注册且营业场所均在区内的银行可以为其办理人民币与外汇衍生产品交易。

衍生产品的具体范围和管理应符合现行外汇管理规定，纳入银行结售汇综合头寸管理（通过FT账户办理的除外），并按现行规定向外汇局报送相关数据。

第十八条 允许注册且营业场所均在区内的银行为境外机构办理其境内外汇账户（外汇NRA账户）结汇业务（详细操作规程见附4）。

第十九条 区内银行依法为境外机构发放办理贸易融资贷款的，外汇资金可发放至该境外机构在债权银行开立的外汇NRA账户。区内银行应在符合现行管理规定的基础上，根据展业原则为境外机构办理该业务。

第二十条 区内银行依法向境外机构发放外汇贷款的，可以接受外汇NRA账户内资金作为质押，但债权银行应监督贷款资金在境内使用。

第五章 附 则

第二十一条 区内企业开展跨国公司跨境资金集中运营管理业务，其上年度本外币国际收支规模由超过1亿美元调整为超过5000万美元，其余按照《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司跨境资金集中运营管理规定〉的通知》（汇发〔2019〕7号）办理。

していなければならない。

第十六条 区内企業の外債抹消登記業務を直接銀行において取り扱うことを許可し、企業の当該業務手続に対する期限を取り消す（詳細なオペレーション規程は添付3参照）。

第四章 外国為替市場業務

第十七条 人民元および外貨デリバティブ商品の業務資格を有する銀行は、外貨管理規定に基づき試験区の関連業務のために人民元および外貨デリバティブ商品サービスを提供することができる。

国外機構が規定に基づき直物人民元転・外貨転取引を行う場合、登記かつ営業場所がいずれも区内の銀行は、当該機構のために人民元および外貨デリバティブ商品取引を取り扱うことができる。

デリバティブ商品の具体的範囲および管理は、現行の外貨管理規定に合致し、銀行の人民元転・外貨転の総合ポジション管理に組み入れ（FT口座を通じた取扱は除く）、併せて現行の規定に基づき外管局に関連データを送信・報告しなければならない。

第十八条 登記かつ営業場所がいずれも区内の銀行が国外機構のために国内外貨口座（外貨NRA口座）の人民元転業務を取り扱うことを許可する（詳細なオペレーション規程は添付4参照）。

第十九条 区内銀行が法に基づき国外機構にトレードファイナンス・貸付を実行する場合、外貨資金は当該国外機構が債権銀行において開設した外貨NRA口座に交付することができる。区内銀行は、現行の管理規定への合致を基礎として、業務実施原則に基づき国外機構のために当該業務を取り扱わなければならない。

第二十条 区内銀行が法に基づき国外機構に外貨貸付を実行する場合、外貨NRA口座内の資金を受領して質権設定を行うことができるが、債権銀行は、貸付資金が国内において使用されるよう監督しなければならない。

第五章 附 則

第二十一条 区内企業が多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理業務を行う場合、その前年度の人民元・外貨の国際収支規模を1億米ドル超から5,000万米ドル超に調整し、その他は、《国家外貨管理局：〈多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理規定〉印刷・公布に関する通知》（匯發[2019]7号）に基づき取り扱う。

第二十二條 外匯局依法對試驗區相關業務進行監管，開展非現場統計監測，完善外匯收支預警指標體系，對異常或可疑情況進行風險提示。當國際收支出現或可能出現嚴重失衡時，外匯局可採取相應的臨時性管制措施。

外匯局可根據國家宏觀調控政策、外匯收支形勢及試點業務開展情況，逐步完善和改進試點業務內容。

第二十三條 試驗區辦理試點政策業務的企業應留存相關業務材料，以備銀行和外匯局事後監督查驗。除另有規定外，機構、個人應留存充分證明所涉業務真實、合法的相关文件和單證（含電子單證）等5年備查。辦理試驗區內試點政策業務的銀行應遵循行業自律要求深入進行盡職調查，依法辦理業務，並加強事後監督。發現相關業務和辦理主體存在異常或可疑情況的，應及時報告外匯局。外匯局依法對試驗區相關業務進行現場監督檢查和調查。

第二十四條 機構、個人違規的，依法按照《中華人民共和國外匯管理條例》等進行處罰，並視情節暫停或取消相關主體辦理本實施細則規定的相關業務。

第二十五條 本實施細則自發布之日起施行，未盡事宜按照現行外匯管理規定辦理。《國家外匯管理局上海市分局關於印發〈進一步推進中國（上海）自由貿易試驗區外匯管理改革試點實施細則〉的通知》（上海匯發〔2018〕1號）同時廢止。

附1:

試驗區融資租賃外匯管理業務操作指引

一、允許融資租賃類公司融資租賃業務境內收取外幣租金

（一）區內金融租賃公司、外商投資融資租賃公司及中資融資租賃公司（以下簡稱融資租賃類公

第二十二條 外管局は、法に基づき試験区の関連業務に対して監督管理を行い、オフサイト統計モニタリングを実施し、外貨受払事前アラート指標体系を完備し、異常あるいは疑わしい状況に対してリスク注意喚起を行う。国際収支に重大な不均衡が発生あるいは発生する可能性がある場合、外管局は相応の臨時的管制措置を講じることができる。

外管局は、国家マクロ調整コントロール政策・外貨収支情勢および試行業務の実施状況に基づき、試行業務の内容を段階的に完備および改善することができる。

第二十三條 試驗區的試行政策業務を行う企業は、関連業務の資料を保管し、銀行および外管局的事後監督検査に備えなければならない。別の規定がある場合を除き、機構・個人は、業務の真実・合法性を十分に証明する関連文書およびエビデンス（電子エビデンスを含む）などを検査に備えて5年間保管しなければならない。試験区内の試行政策業務を取り扱う銀行は、業界自律要求を遵守し、デューデリジェンス調査を深く行い、法に基づき業務を取り扱い、併せて事後監督を強化しなければならない。関連業務および取り扱った主体に異常あるいは疑わしい状況を発見した場合、遅滞なく外管局に報告しなければならない。外管局は、法に基づき試験区の関連業務に対してオンサイト監督検査および調査を行う。

第二十四條 機構・個人が規定に違反した場合、法に従い《中華人民共和國外匯管理條例》などに基づき処罰し、併せて状況を見て関連主体による本實施細則が規定する関連業務の実施を暫時停止あるいは取り消す。

第二十五條 本實施細則は、公布日より施行し、言及していない事項については現行の外貨管理規定に基づき取り扱う。《國家外匯管理局上海市分局：〈中國（上海）自由貿易試驗區外貨管理改革試行的さらなる推進に係る實施細則〉印刷・公布に関する通知》（上海匯發〔2018〕1號）は、同時に廢止する。

添付1:

**試驗區のファイナンスリース
外貨管理業務オペレーションガイド**

一、ファイナンスリース類会社のファイナンスリース業務に係る国内での外貨リース料受取の許可

（一）区内の金融リース会社・外商投資ファイナンスリース会社および中資ファイナンスリー

<p>司) 办理融资租赁业务时, 如用以购买租赁物的资金50%以上来源于自身国内外汇贷款或外币外债, 可以在境内以外币形式收取租金。</p> <p>(二) 承租人凭出租人出具的支付外币租金通知书、能够证明“用以购买租赁物的资金50%以上来源于自身国内外汇贷款或外币外债”的证明文件等, 到银行办理对出租人的租金购付汇手续。</p> <p>(三) 区内融资租赁类公司收取的外币租金收入, 可以进入自身按规定在银行开立的外汇账户(应划入其他资本项目专用账户); 超出偿还外币债务所需的部分, 可直接在银行办理结汇。</p> <p>(四) 融资租赁采用回租结构的, 出租人可选择以外币或人民币形式向承租人支付租赁设备价款。承租人收取外币的, 可以办理结汇。</p> <p>二、便利融资租赁项目货款支付</p> <p>(一) 允许区内融资租赁项目公司从境外购入飞机、船舶和大型设备并租赁给承租人时, 凭合同、商业单证等材料办理付汇手续。</p> <p>(二) 单证审核要求。1、区内融资租赁公司或其项目公司, 从境外购入飞机并租赁给境内承租人的, 凭国家发展改革委出具给航空公司的飞机购买或租赁批文、购买合同、商业单证等办理付汇手续。支付预付款时无法提供国家发展改革委批文的, 可事后向银行补充提供。2、区内融资租赁公司或其项目公司, 从境外购入船舶和大型设备并租赁给境内承租人的, 凭合同、商业单证等办理付汇手续。3、区内融资租赁公司或其项目公司, 从境外购入飞机、船舶和大型设备并租赁给境外承租人的, 凭合同、商业单证等办理付汇手续, 外汇局可按照无关单外汇支付方式进行核查。4、区内融资租赁公司或其项目公司支付预付货款后, 须按规定通过货物贸易外汇业务监测系统(企业端)进行相应的企业报告。5、付汇银行根据与境外签订的购买合同, 办理对外支付手续时, 若购买合同由联合购买人签订的, 付汇银行根据合同办理融资租赁项</p>	<p>ス会社(以下、ファイナンスリース類会社)がファイナンスリース業務を行う際、そのリース物件購入に用いる資金の50%以上が自身の国内外貨借入あるいは外貨外債を原資とする場合、国内において外貨形式によりリース料を受け取ることができる。</p> <p>(二) レッシーはレッサーが発行した外貨リース料支払通知書・「リース物件購入に用いる資金の50%以上が自身の国内外貨借入あるいは外貨外債を原資とする」ことを証明できる証明文書などにより、銀行においてレッサーに対するリース料の外貨転・支払手続を行う。</p> <p>(三) 区内のファイナンスリース類会社が受け取る外貨リース料収入は、自身が規定に基づき銀行において開設した外貨口座に入金することができる(その他資本項目専用口座に振替入金しなければならない); 外貨債務の返済に必要な金額を超過する部分は、直接銀行において人民元転を行うことができる。</p> <p>(四) ファイナンスリースでリースバック形式を採用する場合、レッサーは外貨あるいは人民元形式を選択のうえレッシーにリース設備代金を支払うことができる。レッシーが外貨を受け取る場合、人民元転を行うことができる。</p> <p>二、ファイナンスリースプロジェクトに係る貨物代金支払の利便化</p> <p>(一) 区内ファイナンスリースプロジェクト会社が国外から航空機・船舶および大型設備を購入かつレッシーにリースする場合、契約書・商業エビデンスなどの資料により外貨支払手続を行うことを許可する。</p> <p>(二) エビデンス審査の要求。1、区内ファイナンスリース会社あるいはそのプロジェクト会社が、国外から航空機を購入かつ国内レッシーにリースする場合、国家発展改革委員会が航空会社に発行する航空機売買あるいはリース批准文書・売買契約書・商業エビデンスなどにより外貨支払手続を取り扱う。前払金を支払う際、国家発展改革委員会の批准文書を提供することができない場合、事後に銀行に追加で提供することができる。2、区内ファイナンスリース会社あるいはそのプロジェクト会社が、国外から船舶および大型設備を購入かつ国内レッシーにリースする場合、契約書・商業エビデンスなどにより外貨支払手続を取り扱う。3、区内ファイナンスリース会社あるいはそのプロジェクト会社が、国外から航空機・船舶および大型設備を購入かつ国外レッシーにリースする場合、契約書・商業エビデンスなど</p>
--	---

目公司对外支付手续。6、区内融资租赁公司或其项目公司购入飞机、船舶和大型设备并租赁给境内承租人，依据相关规定收取外币租金。

(三) 监测管理。融资租赁项目公司支付预付货款后，由付汇银行办理相应的台账登记，跟踪项目进境或转租境外的情况，并及时报告外汇局。

附2:

**资本项目外汇收入支付便利化试点业务
操作指引**

一、区内符合条件的企业可试点资本项目外汇收入支付便利化业务。办理资本项目外汇收入用于境内支付使用时，可凭《资本项目外汇收入支付便利化试点业务支付命令函》（见附2-1）直接在符合条件的银行办理，无需事前逐笔提交真实性证明材料。

前款所称资本项目外汇收入，包括外汇资本金、境内资产变现账户内资金、境内再投资专用账户内资金、外币外债资金和境外上市调回资金。

二、外汇局对资本项目外汇收入支付便利化试点业务实施宏观审慎管理。区内企业享受资本项目外汇收入支付便利化的额度为：企业资本项目收入发生额×宏观审慎系数。宏观审慎系数暂定为1，外汇局可根据外汇收支形势适时对宏观审慎系数进行调节。宏观审慎系数小于1时，企业资本项目外汇收入中便利化额度外的部分，执行现行资本项目支付管理政策；如届时现行政策有所调整，执行调整后政策。

により外貨支払手続を取り扱い、外管局は通関申告書無しの外貨支払方式に基づき審査を行うことができる。4、区内ファイナンスリース会社あるいはそのプロジェクト会社は前払金を支払った後、必ず規定に基づき貨物貿易外貨業務モニタリングシステム（企業端末）を通じて相応する企業報告を行わなければならない。5、外貨支払銀行が国外と締結した売買契約書に基づき、対外支払手続を取り扱う場合、売買契約書が共同購入者により締結されている場合、外貨支払銀行は契約書に基づきファイナンスリースプロジェクト会社の対外支払手続を取り扱う。6、区内ファイナンスリース会社あるいはそのプロジェクト会社が航空機・船舶および大型設備を購入かつ国内レシーにリースする場合、関連規定に基づき外貨リース料を受け取る。

(三) モニタリング管理。ファイナンスリースプロジェクト会社の前払金の支払後、外貨支払銀行は相応する台帳登記を行い、プロジェクトの入国あるいは国外への転リースの状況を追跡し、併せて遅滞なく外管局に報告する。

添付2:

**資本項目外貨収入の支払利便化試行業務
オペレーションガイド**

一、区内の条件に合致する企業は、資本項目外貨収入の支払利便化業務を試行することができる。資本項目外貨収入を国内での支払・使用に用いる場合、《資本項目外貨収入支払利便化試行業務支払指図書》（添付2-1参照）により直接条件に合致する銀行において行うことができ、事前每一件毎に真実性証明資料を提出する必要はない。

前項でいう資本項目外貨収入には、外貨資本金・国内資産現金化口座内の資金・国内再投資専用口座内の資金・外貨外債資金および国外上場により調達した資金を含む。

二、外管局は、資本項目外貨収入の支払利便化試行業務に対してマクロプルーデンス管理を実施する。区内企業が資本項目外貨収入の支払利便化を享受する限度額は以下の通りである：企業の資本項目収入の発生額×マクロプルーデンス係数。マクロプルーデンス係数は暫定1とし、外管局は外貨収支情勢に基づき適時マクロプルーデンス係数を調節することができる。マクロプルーデンス係数が1を下回る場合、企業の資本項目収入のうち利便化限度額以外の部分は、現行の資本項目支払管理政策を執行する；その際、現行の政策に調整があれば、調整後の政策を執行するもの

<p>三、试点资本项目外汇收入支付便利化试点业务的企业应为区内的非金融企业（房地产企业、政府融资平台除外），并符合以下条件：</p> <p>（一）近一年无外汇行政处罚记录（成立不满一年的企业，自成立之日起无外汇行政处罚记录）；</p> <p>（二）如为货物贸易外汇收支名录内企业，其货物贸易分类结果应为A类。</p> <p>四、经办资本项目外汇收入支付便利化试点业务的银行应符合以下条件：</p> <p>（一）已开通国家外汇管理局资本项目信息系统；</p> <p>（二）上年度外汇业务合规与审慎经营评估（原银行执行外汇管理规定年度考核）结果为B类（不含B-）及以上（如有）；</p> <p>（三）具有完善的内控制度和风险防范措施。</p> <p>五、经办银行在办理资本项目外汇收入支付便利化试点业务时，应审核企业资质是否符合本规程第三条的规定，并按照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范（1.2版）〉的通知》（汇发〔2019〕1号）的要求，及时报送相关账户、境内划转、账户内结售汇等信息。结汇待支付账户与其他人民币账户之间的资金划转，应通过填写境内收付款凭证报送境内划转信息，并在“交易附言”栏中包含“CIPP”字样；账户内结汇后与除结汇待支付以外其他人民币账户之间的资金划转，应报送结汇信息，并在“结汇详细用途”栏中包含“CIPP”字样。</p> <p>六、经办银行应对所办理的资本项目外汇收入支付便利化试点业务进行事后抽查。抽查比例和频次可根据企业及业务风险状况确定，每季度抽查比例不低于支付总金额的10%。经办银行发现存在异常或可疑情况的，应及时报告外汇局。</p>	<p>とする。</p> <p>三、資本項目外貨収入の支払利便化試行業務を試行する企業は、区内の非金融企業（不動産企業・政府融資プラットフォームを除く）でなければならず、かつ以下の条件に合致していなければならない：</p> <p>（一）直近1年に外貨行政処罰の記録がないこと（設立1年未満の企業の場合、設立日より外貨行政処罰の記録がないこと）；</p> <p>（二）貨物貿易外貨収支名簿内の企業の場合、その貨物貿易分類の結果がA類でなければならない。</p> <p>四、資本項目外貨収入の支払利便化試行業務を取り扱う銀行は、以下の条件に合致していなければならない：</p> <p>（一）国家外貨管理局の資本項目情報システムをすでに開通していること；</p> <p>（二）前年度の外貨業務コンプライアンスおよび慎重経営評価（従来、銀行が執行する外貨管理規定年度考査）の結果が（あれば）B類（B-を含まない）およびそれ以上であること；</p> <p>（三）完備された内部統制制度およびリスク防止措置を有していること。</p> <p>五、取扱銀行が資本項目外貨収入の支払利便化試行業務を取り扱う場合、企業の資質が本規程第三条の規定に合致しているか否かを審査し、併せて《国家外貨管理局：〈金融機関外貨業務データ収集規範（1.2版）〉公布に関する通知》（匯發〔2019〕1号）の要求に基づき、適時、関連口座・国内振替・口座内の両替などの情報を送信・報告しなければならない。人民元転支払待機口座とその他の人民元口座間の資金振替は、国内受払証憑の記入を通じて国内振替の情報を送信・報告し、併せて「取引付記」欄に「CIPP」の文字を含めなければならない；口座内の人民元転後、人民元支払待機を除くその他の人民元口座間の資金振替は、人民元転の情報を送信し、併せて「人民元転の詳細用途」欄に「CIPP」の文字を含めなければならない。</p> <p>六、取扱銀行は、取り扱った資本項目外貨収入の支払利便化試行業務に対して事後抽出検査を行わなければならない。抽出検査の比率および頻度は、企業および業務リスクの状況に応じて確定することができ、四半期毎の抽出検査の比率は支払総額の10%を下回らないものとする。取扱銀行</p>
---	---

<p>七、经办银行应于每季度初10个工作日内向外汇局上报《资本项目外汇收入支付便利化试点业务季度报表》（见附2-2）及《资本项目外汇收入支付便利化试点业务事后抽查情况表》（见附2-3）。</p> <p>附3： 非银行债务人外债注销登记业务操作指引</p> <p>一、注册在区内且已办理外债登记业务的非银行金融机构、中资企业、外商投资企业（以下简称企业）已登记外债合同项下的未偿余额为零且不再发生提款的，在办妥最后一笔还本付息业务、关闭相关外债账户后，企业可向银行申请办理外债注销登记。</p> <p>二、企业申请办理外债注销登记业务的，应向银行提交以下材料： （一）外债注销登记业务申请书（见附3-1）； （二）《业务登记凭证》《境内机构外债签约情况表》（提供最新原件）； （三）本笔外债对应外债账户的开户银行出具的已关闭账户证明（另有规定的除外）； （四）针对前述材料的补充说明。</p> <p>三、银行应核实企业提交的申请材料是否齐全，并核实企业对应外债合同项下外债提款、还本付息、外债账户关户等情况，依照《业务登记凭证》《境内机构外债签约情况表》在资本项目信息系统银行端查看该笔外债控制信息表，确认是否符合外债注销登记办理要求。经办银行发现存在异常或可疑情况的，应及时报告外汇局。</p> <p>对于企业提交材料不齐全的，银行应告知企业补充材料，在企业提供齐备且符合要求的材料后，银行方可为其办理外债注销登记业务。</p>	<p>は、異常あるいは疑わしい状況を発見した場合、遅滞なく外管局に報告しなければならない。</p> <p>七、取扱銀行は、各四半期の10営業日目までに外管局に《資本項目外貨収入支払利便化試行業務の四半期報告表》（添付2-2参照）および《資本項目外貨収入支払利便化試行業務の事後抽出検査状況表》（添付2-3参照）を報告しなければならない。</p> <p>添付3： 非銀行債務者外債抹消登記業務オペレーションガイド</p> <p>一、区内に登記かつすでに外債登記業務を行っている非銀行金融機関・中資企業・外商投資企業（以下、企業）が登記済の外債契約項目の未返済の残高が零かつ引出が再度発生しない場合、最後の元本返済・利息支払業務を適切に行い、関連外債口座の閉鎖後、企業は、銀行に外債抹消登記手続を申請することができる。</p> <p>二、企業が外債抹消登記業務を申請する場合、以下の資料を銀行に提出しなければならない： （一）外債抹消登記業務申請書（添付3-1参照）； （二）《業務登記証憑》《国内機構外債締結状況表》（最新の原本を提出）； （三）当該外債に対応する外債口座の口座開設銀行が発行する口座閉鎖証明（別の規定がある場合を除く）； （四）前述の資料についての追加説明。</p> <p>三、銀行は、企業が提出した申請資料が完全か否かを事実確認し、併せて企業の対応する外債契約項目の外債引出・元本返済および利息支払・外債口座の閉鎖などの状況を事実確認し、《業務登記証憑》《国内機構外債締結状況表》に基づき資本項目情報システムの銀行端末において当該案件の外債コントロール情報表を調べ、外債抹消登記手続の要求に合致しているか否かを確認しなければならない。取扱銀行は、異常あるいは疑わしい状況を発見した場合、遅滞なく外管局に報告しなければならない。</p> <p>企業が提出した資料が完全でない場合、銀行は企業に資料を追加するよう知らせ、企業が完全かつ要求に合致する資料を提出した後でなければ、銀行は当該企業のために外債抹消登記業務を取</p>
---	---

<p>銀行审核通过后，应在资本项目信息系统办理注销手续，在企业《境内机构外债签约情况表》原件上标注“注销”字样并加盖银行业务印章后退还企业复印件，原件留存。</p> <p>四、外汇局按季度对辖内银行办理上述业务情况进行非现场核查，视情况抽取部分银行就业务办理的合规性进行现场核查。</p> <p>外汇局根据核查结果，视情况对涉嫌违规银行采取约见谈话、风险提示、通报批评、取消试点业务办理资格等后续管理措施。</p> <p>(一)对银行留存资料和系统操作不符合要求的，外汇局除责成其立即整改并纠正差错外，还可通过约谈方式督促银行加强外汇管理政策法规的学习和业务培训。</p> <p>(二)对于存在企业未关闭外债账户、未办妥最后一笔还本付息业务但却为企业办理外债登记注销业务的银行，外汇局向其发放风险提示函。在对银行外汇业务进行微观合规与宏观审慎评估时，外汇局将依据“关户不符合要求”的扣分标准，在银行“外债和对外担保业务合规性”项下进行扣分处理，每错1笔扣0.1分。</p> <p>对于半年内上述两项所列差错累计出现超过3次的银行，外汇局在辖内对其差错情况进行通报批评；对于一年内上述两项所列差错累计出现超过6次的银行，外汇局应取消其本试点业务办理资格。</p> <p>附4： 试验区境外机构境内外汇账户 结汇业务操作指引</p> <p>一、境外机构按规定在注册于区内的银行开立的外汇账户（即外汇NRA账户）内资金可以结汇。</p>	<p>り扱うことはできない。</p> <p>銀行は、審査通過後、資本項目情報システムにおいて抹消手続を取り扱い、企業の《国内機構外債締結状況表》原本に「抹消」の文字を注記かつ銀行業務印を押印後、企業に写しを返却し、原本は保管しなければならない。</p> <p>四、外管局は、四半期毎に管轄内の銀行の上述の業務の取扱状況についてオフサイト検査を行い、状況を見て一部の銀行を抽出のうえ業務取扱のコンプライアンス性についてオンサイト検査を行う。</p> <p>外管局は検査の結果に基づき、状況を見て規定違反の嫌疑がかかる銀行に対して面談・リスク注意喚起・通達/批判・試行業務の取扱資格の取消などの後続管理措置を講じる。</p> <p>(一)銀行の保管資料およびシステム上のオペレーションが要求に合致していない場合について、外管局は、直ちに改善かつ誤りを是正するよう命じるほか、さらに面談方式を通じて銀行に外貨管理政策・法規の学習および業務研修を強化するよう督促することができる。</p> <p>(二)企業が外債口座を閉鎖していない・最後の元本返済・利息支払業務を適切に行っていないにも関わらず当該企業のために外債登記抹消業務を取り扱った銀行に対して、外管局はリスク注意喚起レターを交付する。銀行の外貨業務に対してマイクロコンプライアンスおよびマクロプルーデンス評価を行う際、外管局は、「口座閉鎖が要求に不一致」との減点基準に基づき、銀行の「外債および対外担保業務のコンプライアンス性」項目において減点処理を行い、不備の案件1件当たり0.1点を減点する。</p> <p>半年以内に上述の二項目で挙げた不備が累計で3回を超えて発生した銀行に対して、外管局は、管轄内においてその不備の状況を通達/批評する；一年以内に上述の二項目で挙げた不備が累計で6回を超えて発生した銀行に対して、外管局は、その本試行業務の取扱資格を取り消さなければならない。</p> <p>添付4： 試験区国外機構の国内外貨口座 人民幣転オペレーションガイド</p> <p>一、国外機構が規定に基づき区内に登録している銀行において開設した外貨口座（つまり外貨NRA口座）内の資金は、人民幣転することができる。</p>
--	--

<p>二、结汇所得人民币资金应支付境内使用，不得划转境外或进入 FT 账户及人民币 NRA 账户等。</p> <p>三、银行按照不落地结汇方式办理外汇 NRA 账户结汇。</p> <p>(一) 银行应通过银行内部账户办理结汇及支付，结汇及支付时可不审单。</p> <p>(二) 外汇资金原则上不落地结汇后 2 个工作日内划入收款银行账户，收款银行按规定审核收款方提供的经常项目或资本项目单证后办理资金入账。</p> <p>(三) 如收款银行审核后认为资金不合规无法入账或发生交易撤销引起退汇的，无论经常、资本项下交易，该笔人民币资金原路退回结汇银行，结汇银行应在收到款项当天通过不落地购汇后原路退回外汇 NRA 账户。</p> <p>(四) 退回过程中发生的货币转换损失或收益由境外机构(或境外机构与其交易对手协商)承担。</p> <p>(五) 根据《银行结售汇统计制度》(汇发[2006]42 号)，非居民机构办理结汇按照人民币资金用途确定统计项目的具体归属。</p> <p>四、银行为境外机构办理其外汇 NRA 账户结汇过程中发现存在异常或可疑情况的，应及时报告外汇局。</p>	<p>二、人民币转代り金は、国内使用の支払でなければならず、国外に振り替えあるいは FT 口座および人民币 NRA 口座などに入金してはならない。</p> <p>三、銀行は、両替後直接支払方式に基づき外貨 NRA 口座の人民币転を取り扱う。</p> <p>(一) 銀行は、銀行の内部口座を通じて人民币転および支払を取り扱い、人民币転および支払の際にエビデンスを審査しなくてもよい。</p> <p>(二) 外貨資金は、原則、両替後直接支払後、2 営業日以内に受取銀行の口座に振替入金し、受取銀行は規定に基づき受取側が提供する経常項目あるいは資本項目のエビデンスを審査した後、資金入金を取り扱う。</p> <p>(三) 受取銀行の審査後、資金がコンプライアンスに準拠しておらず入金不可あるいは取引の取消により生じた返金であると判断した場合、経常・資本項目の取引に関わらず、当該人民币資金は元のルートで人民币転銀行に返金し、人民币転銀行は資金受取当日に両替後直接支払により元のルートで外貨 NRA 口座に返金しなければならない。</p> <p>(四) 返金中に発生する通貨転換による損失あるいは収益は、国外機構が(あるいは国外機構がその取引相手と協議のうえ)負担する。</p> <p>(五) 《銀行両替統計制度》(匯発[2006]42 号)に基づき、非居住者機構が行う人民币転は、人民币資金の用途に基づき統計項目の具体的な帰属を確定する。</p> <p>四、銀行が国外機構のために外貨 NRA 口座の人民币転を取り扱う過程において異常あるいは規定違反が疑われる状況を発見した場合、遅滞なく外管局に報告しなければならない。</p>
---	---